

気象警報・地震に対する非常措置について

令和 8 年 6 月
京都市立朱雀第六小学校
校長 滝山 泰 教

このプリントは、1年間保存しておいてください。

本市では、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合、また震度5弱以上の地震があった場合に対する非常措置について、以下のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、「大雨洪水警報」は、休校になりませんのでご注意ください。

1 特別警報（大雨・洪水）について

(1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

◎午前0時までに解除になった場合 5校時（13時45分）から始業<給食は中止>

◎午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 地震の発生について

震度5弱以上の地震が発生したときは、次の登校日を臨時休業とします。

◎下校後深夜0時までに発生した場合 翌日を臨時休業

◎午前0時以降、登校までに発生した場合 当日を臨時休業

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、すぐーるやホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

※臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校からすぐーるやホームページにより連絡します。

3 暴風警報について

(1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

◎午前7時までに解除になった場合 平常授業

◎午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業

◎午前11時までに解除になった場合 5校時（13時45分）から始業<給食は中止>

◎午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

<児童の在校中に1・2・3等の事態が生じた場合について>

○震度5弱以上の地震が発生した場合、『特別警報』『暴風警報』などが発令された場合は、臨時休校の措置をとることになっています。その場合、安全を考慮し、児童全員が学校待機となり、お子さんを直接保護者（お迎えに来られる方）に引き渡すこととなります。保護者への連絡は、【すぐーる】や【ホームページ】により行いますので、上記の事態が発生した場合には、【すぐーる】や【ホームページ】の確認をお願いします。

以上、お子さんにもその旨お話しいただきますようお願いいたします。

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

本校の校区である朱雀第六学区及び朱雀第五学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。朱雀第六学区及び朱雀第五学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。